

佐賀県児童福祉法の施行等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成26年 7 月 7 日

佐賀県知事 古 川 康

◎佐賀県条例第66号

佐賀県児童福祉法の施行等に関する条例の一部を改正する条例
佐賀県児童福祉法の施行等に関する条例（平成24年佐賀県条例第20号）の一部を次のように改正する。
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(保育所に係る県基準等)</p> <p>第10条 略</p> <p>2 前項に定めるもののほか、県基準のうち保育所に係るものは、省令で定める基準とする。<u>この場合における保育士の員数の算定については、乳児4人以上を入所させる保育所（乳児4人以上6人未満を入所させる保育所にあつては、規則で定める保育所に限る。）にあつては、当該保育所に勤務する保健師又は看護師を、1人に限って、保育士とみなすことができる。</u></p> <p>3 略</p>	<p>(保育所に係る県基準等)</p> <p>第10条 略</p> <p>2 前項に定めるもののほか、県基準のうち保育所に係るものは、省令で定める基準とする。</p> <p>3 略</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。